

旅費交通費取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、予算管理団体の正規の活動のため旅行する予算管理団体の構成員の旅費及び交通費に対して予算管理団体が補助する際の基本的な事項を定め、活動の円滑な運営と旅費及び交通費の適正な支出を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅費 遠隔地において公式大会、演奏会、学会、その他これらに準ずる外部行事に参加した場合の経費のことをいい、移動にかかる費用のほか、宿泊代を含む。
- (2) 交通費 近距離（北九州市内）の移動にかかる費用のことをいう。
- (3) 宿泊代 宿泊にかかる部屋代、1日につき一人1食までの食事代のことをいう。
- (4) 外部行事 クラブ・サークルの連盟組織、自治体等が主催する公式行事のことをいう。
- (5) 内部行事 学友会の団体（公認サークル含む）及び学内の組織が主催する行事のことをいう。練習試合、研修、合宿、施設見学会等を含む。

(旅費)

第3条 予算管理団体及びその構成員が、遠隔地において外部行事に参加し、宿泊が必要と認められるとき、申請により、旅費を支出することができる。

- 2 旅費のうち、移動にかかる費用は、この規程に従い、支出することができる。
- 3 旅費のうち、宿泊代は、1泊につき3000円を上限として補助することができる。ただし、宿泊者名簿を申請書に添付しなければならない。

(交通費)

第4条 予算管理団体及びその構成員が、その活動のため、北九州市立北方キャンパス及び関連施設から近距離の移動を行うとき、交通費を支出することができる。

(内部行事に対する規定)

第5条 内部行事における旅費の支出は、これを認めない。

(交通機関を利用した移動)

第6条 予算管理団体の構成員が、団体の正規の活動のため、北九州市立北方キャンパス及び関連施設から移動する必要があるとき、申請により、移動にかかる費用を支出することができる。

- 2 移動の際は原則、公共交通機関を利用することとし、経路に従い、経済的、かつ適正な交通手段を用いなければならない。公共交通機関の利用料金について、別表に定める。
- 3 移動におけるタクシーの利用は、原則としてこれを認めない。

(自家用車を利用した移動)

第7条 自家用車で移動したときは、ガソリン代を移動距離1kmあたり10円の金額で計算する。また、高速道路料金および駐車料金については実費で計算する。この計算を行う際の起点は、原則として北九州市立大学北方キャンパス及び関連施設とし、移動距離の算定の方法は中央執行委員会が決定する。

- 2 移動・運搬の手段として使用する自家用車は、車検証を備え、かつ必要な保険料及び諸税金が滞りなく支払われているものに限る。
- 3 自家用車を運転する者は、交通法規を順守し、常に安全運転に細心の注意を払わなければならない。
- 4 自家用車利用中の事故については、運転者の責任において処理しなければならない。
- 5 レンタカーの利用については、標準利用料金のみ支出することができる。ガソリン代については、この規程を適用する。

(旅費及び交通費の申請手続き)

第8条 中央執行委員会は、旅費及び交通費の申請に関する手続きについて、定める。

(規程外事項)

第9条 この規程に定めのない事項については、中央執行委員会が会計監査委員会と協議して、決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、中央執行委員会が行う。

別表 公共交通機関の利用料金

	目的地※1	JR・私鉄等	新幹線	バス	船舶	飛行機
①	同一市内	運賃	なし	運賃	なし	なし
②	隣接市町村(県外含む)	運賃	なし	運賃(高速バス含む)	なし	なし
③	②を除く県内	運賃+自由席特急	なし	運賃(高速バス含む)	なし	なし
④	隣接県	運賃+自由席特急	なし※2	運賃(高速バス含む)	なし	なし
⑤	④を除く県外	運賃+自由席特急	自由席利用	運賃(高速バス含む)	最低運賃	エコノミー
⑥	国外	-	-	-	最低運賃	エコノミー

※1 乗継等を含む場合において、乗継の間に旅程を含まないときは、同一の移動とすることができる。

※2 在来線において、特急列車の運行がない場合、新幹線の自由席を利用することができる。

附則

(施行日)

第1条 本規程は2012年(平成24年)7月1日より施行する。

(規程に関する経過措置)

第2条 この規程の施行前の旅費交通費に取扱いについては、なお従前の例による。